

復興大臣

西 銘 恒三郎 様

双葉地方の復興・再生に向けた要望

令和3年12月2日

双葉地方町村会
会長 遠 藤 智



東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から10年が経過しました。

復興に向けた取組が一つ一つ見えるような形で前進しており、明かりが見え始めつつありますが、双葉地方は町村ごとの復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は大きく異なっており、復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要です。

また、双葉地方では、いまだ多くの帰還困難区域を抱えており、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が今年8月に示され、避難指示解除に向けて、一步前進したものの、多くの住民が県内外でいまだに避難生活を余儀なくされています。

さらに、先般、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る政府の基本方針が決定され、中長期的な行動計画策定が進められていますが、新たな風評被害を防止するための課題はまだまだ多く残っております。

このような中、現在、政府において基本構想の策定を進めている「国際教育研究拠点」は、福島イノベーション・コースト構想の中核として、世界トップレベルの教育研究と産業集積を行い、世界に誇れる創造的復興の拠点として、双葉地方では大きな期待を持っております。

原子力災害に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、難しい局面はまだまだ続いておりますが、第2期復興・創生期間においても、かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと双葉地方」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、双葉地方で生まれ育ったという誇りを持てるよう、引き続き双葉地方の復興が成し遂げられるまで国の責務として対応していただけますようお願いいたします。



9	避難地域の鳥獣被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	【復興庁、農林水産省、環境省】	
10	復興に向けた人員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	【復興庁、総務省】	
11	福島イノベーション・コースト構想の着実な実現・・・・・・・・	15
	【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、 観光庁、環境省】	
12	「福島12市町村の将来像」を踏まえた復興の実現・・・・・・・・	16
	【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】	
13	双葉地方の地域医療提供体制等の再構築・・・・・・・・	18
	【復興庁、厚生労働省】	
14	避難者に係る国民健康保険、介護保険等の支援制度の継続 ・・・・・・・・	19
	【復興庁、厚生労働省】	
15	新型コロナウイルス感染症への対応・・・・・・・・	20
	【復興庁、厚生労働省、環境省】	
16	双葉地方の教育環境の整備・充実・・・・・・・・	21
	【復興庁、総務省、経済産業省、文部科学省】	
17	双葉地方の復興に向けた道路の復旧・整備・・・・・・・・	23
	【復興庁、国土交通省】	
18	高速道路無料化措置の延長・・・・・・・・	28
	【復興庁、国土交通省】	
19	農林水産業の復興・再生への支援・・・・・・・・	29
	【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】	

- 20 ふたばブランドデザインへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省】
- 21 原油価格高騰に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】

1 避難地域の復興の実現

【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省】

東日本大震災及び原子力発電所事故から10年が経過し、双葉地方の復興は着実に前に進んでいるものの復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要である。

双葉地方は、町村ごとに復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は大きく異なるなど、多様な課題に対し適宜適切な対応が求められるところであるが、第2期復興・創生期間においても、国が果たすべき責任をしっかりと果たすという決意の下、双葉地方の復興が成し遂げられるまで、国が前面に立ち、中長期的に復興を推進し、双葉地方の明るい未来が開かれるよう、引き続き、次の事項の支援等を行うこと。

(1) 復興・再生に向けた取組の加速化

国においては、第2期復興・創生期間においても、復興のステージが異なる各町村で生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であるため、各種支援を充実させること。

(2) 中長期にわたる財源の確保

復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算確保及び弾力的な運用等について、中長期にわたる財源の確保等を行うこと。

(3) 被災地に寄り添った支援策等の構築

東日本大震災及び原子力災害の発生から10年が経過し、未曾有の複合災害により平穏な生活が失われ、懸命に復旧・復興に取り組んできたこれまでの思いや記憶などが風化されつつある。

このことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、積極的にこの地方に足を運び、この地方の現状を直に確認するとともに、地域住民の意見や要望等に耳を傾け、新たな課題やニーズにも対応できるよう、この地方の思いに寄り添った支援策等を構築すること。

2 国際教育研究拠点の整備

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(1) 双葉地方の持続的発展に寄与する拠点の整備

原子力災害により、極めて厳しい状況におかれている双葉地方が20年、30年後も持続的に発展を成し遂げられるようにするため、これまでの政策で成し得なかった大胆な取組を行い、日本における「究極の地方創生モデル」を目指し、「地元福島が誇れるもの、日本の宝となるもの、世界にプラスとなるもの」となる拠点とするため、世界レベルの研究拠点として双葉地方に国際教育研究拠点を整備すること。

(2) 長期的な予算及び人員の確保

11月26日の復興推進会議において、国際教育研究拠点の運営組織を首相及び関係5閣僚が共同で所管し、福島復興再生特別措置法に基づく特殊法人を新設する方針が決定されたことについては、拠点の実現に向け、前進したものと受け止めている。

については、国際教育研究拠点が、分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積及び世界への情報発信等を推進する重要な拠点となり、福島イノベーション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるよう、引き続き国が責任を持って、長期にわたる予算の確保及び世界レベルの拠点に相応しい陣容の組織づくりを図ること。

(3) 世界に誇る「福島ならではの」研究分野の整備

国際教育研究拠点で行う研究分野として、原子力災害からの復興に資する廃炉、ロボットやエネルギー等に係る研究開発のみならず、双葉地方の基盤産業である農林水産業の分野における研究開発も推進するとともに、研究等に必要な財源を確保すること。

また、今般のALPS処理水の処分方針の決定を受け、風評払拭・リスクコミュニケーションの重要性も高まっているため、この分野についても研究対象とし、正確な情報を日本国内のみならず世界へ発信すること。

(4) ベンチャー企業創出等による地域発展

先端技術の中核とした実用化重視の研究を行い、研究機関発ベンチャー等を創出し、当該ベンチャーと地元企業との連携・育成を促進する仕組みを構築するとともに地域の雇用創出や定住人口の増大等の地域発展に寄与する拠点を整備すること。

(5) 地元人材への教育機能の充実

双葉地方が持続的な発展を遂げるには、地元の人材育成が重要であることから、ふたば未来学園等の地元の高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形での国際教育研究拠点による地元人材に対する育成の仕組みを構築するなど、教育機能を充実させること。

また、小中学生や高校生の目標となる高等教育機関の整備として、将来の大学院大学等の設置について引き続き検討すること。

(6) 研究タウンの整備

研究者やその家族等を受け入れるための生活環境・インフラ整備等、「研究タウン」の整備に要する財源を確保し、研究者が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組んでもらえるような住環境づくりの推進を図ること。

なお、研究タウンの整備にあたっては、双葉地方の定住人口の増加等の地域発展を図るため、国際教育研究拠点とともに当地方へ整備をすること。

(7) 基本構想の早期策定及びロードマップの整備

国際教育研究拠点は、双葉地方の復興・再生に大きな役割が期待されているものであるため、基本構想の策定を早急に進め、拠点整備のロードマップを示すこと。

3 避難地域の復興に必要な財源の確保

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

双葉地方は復興のステージが異なり、復興への課題も各町村で様々であるため、令和4年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

復興のステージが異なる双葉地方の各町村が原子力災害からの復興を成し遂げるため、復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 「移住・定住促進事業」については、12市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組を支援するものであることから、移住・定住促進事業を効果的に進めるために定めた中期戦略に基づく事業については、自治体の自主性を尊重し、対象事業を幅広く認めること。
- ② 現在制度化されている交付金対象事業は、自治体が提案した事業に交付金を活用することができない状況もあるため、各自治体の判断を尊重し、必要な支援を柔軟に行うこと。
- ③ 移住・定住の促進を含め、地域の魅力を最大限引き出すための事業は、単年度ではなく複数年度にまたがり実施する必要があるため、基金化を認めること。

(3) 復興関連税制の延長

避難解除区域等内において、帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合において、帰還移住等環境整備推進法人等の登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を延長すること。

4 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
観光庁、環境省】

東日本大震災及び原子力発電所事故から10年が経過したが、いまだ根強く残る風評は双葉地方の移住・定住や産業発展の障害となっており、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、風評払拭への取組に対する必要な財源を十分に確保すること。

特に、農林水産物の販路回復や国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムや教育旅行の定着等に向けた継続的な取組が重要であることから、十分な財源の確保を継続すること。

また、地域情報発信交付金（地域魅力向上・発信支援事業）については、市町村が創意工夫し、地域産品等への風評払拭を促進するために取組む事業であることから、自治体の自主性や判断を尊重し、対象事業を幅広く認め、必要な支援を柔軟に行うこと。

5 原子力発電所事故の収束と住民への迅速かつ正確な情報提供
【内閣府、復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

(1) 福島第一原子力発電所の着実な廃炉作業の実施

双葉地方の地域の安全・安心な生活環境を確保する観点から、福島第一原子力発電所の事故は収束していないという認識の下、国が前面に立ち責任を持って、事故の収束作業と廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。

(2) 東京電力への指導・監督

東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっている。

廃炉・汚染水・処理水対策は長期間にわたる取組が必要であり、地域住民や国民の理解が極めて重要であるにも関わらず、このような状況が続いていることは、双葉地方の復興の妨げとなる恐れがあり、憤りを禁じ得ない。

国においては、東京電力に対し、安全・安心の確保を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底するとともに、住民の不安が軽減されるよう適時適切な情報提供を行わせるようにすること。

(3) 放射性廃棄物の処分

使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

(4) 福島第二原子力発電所の廃炉作業の実施

福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などを国として万全を期すとともに、使用済燃料については、処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

6 帰還困難区域の取扱い

【内閣府、経済産業省、警察庁、復興庁、消防庁、環境省】

(1) 特定復興再生拠点区域外の方針

今年8月に特定復興再生拠点区域外に係る政府方針が示され、避難指示解除に向け一歩前進したものと受け止めているが、地域住民に寄り添った対応を行うこと。

また、引き続き、最終的な全面解除に向けた取組を加速化させること。

(2) 除染・家屋解体等の実施

特定復興再生拠点区域外の家屋等について、荒廃は日を追うごとに進んでおり、家屋など火災が発生する恐れがあるなど、家屋等を現状のまま放置することはできないので、特定復興再生拠点区域外の除染・家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策を実施すること。

(3) 特定復興再生拠点区域外の被災者生活支援

帰還意欲の減退を防ぐため、特定復興再生拠点区域外の住宅に関する被災者生活再建支援金制度の弾力的な運用など、特定復興再生拠点区域外の住民を対象とした当面の被災者生活支援対策にしっかりと取り組むこと。

また、支援については、避難指示等が先行解除された地域の住民に講じられた支援と同様に行うとともに、固定資産税や国民健康保険税、医療費等の負担等における取扱いに不公平が生じないように各町村に対する財源の補填等を行うこと。

(4) 特定復興再生拠点区域の拡大

特定復興再生拠点区域復興再生計画で取り上げた取組の実現に向けて、更なる支援を充実させるとともに、各町村の意見をしっかりと反映させ、逐次特定復興再生拠点区域拡大の認定を行うこと。

7 ALPS 処理水の取扱い及び社会的な影響への対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

(1) 国民に対する説明及び正確な情報発信

ALPS 処理水の取扱いについて、双葉地方の地域住民はもとより国民に対して説明責任を果たすとともに、新たな風評被害が発生することのないように国内外に対し科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすくかつ徹底し繰り返し発信すること。

(2) 浄化処理の確実な実施

双葉地方を始め、国内外に対する安全・安心を確保するため、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、東京電力による測定及び第三者機関による比較測定を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、第三者機関の下、環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じ、IAEAによる安全性の検証を定期的実施すること。

あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制する対策を講じること。

(3) 万全な風評対策

今年8月に東京電力福島第一原子力発電所の敷地内で保管する処理水の処分に伴う当面の風評対策が示されたが、双葉地方の復興の妨げとなる新たな風評を発生させない強い決意の下、国は全面に立って、全責任を持ち、万全の対策を講じること。

(4) 事業者への支援及びセーフティネットの構築

処理水の取扱いは長期に及ぶことから、農林水産物が流通業者に買いたたき等されることなく適正な価格で取引され、消費者も安心して購入できるような取組を行うこと。

また、事業者が安心して事業を営み、生業として継続できる仕組みを国において構築すること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合は、新たに創設される基金を速やかに活用し、事業者の生活を守るとともに、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

8 中間貯蔵施設及び最終処分場等の確保・整備・安全管理 【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 除去土壌の安全な輸送

中間貯蔵施設への除去土壌の搬入については、輸送中の事故も確認されているため、再度安全第一を徹底し、交通事故防止に努めること。

また、自治体と事前に決めた輸送ルートから外れて運ぶケースもみられるため、運転手に対する指導等についても徹底すること。

(2) 輸送路の整備

中間貯蔵施設への除去土壌の輸送は令和3年度で概ね搬入は完了する見通しであることから、輸送ルートとなった道路施設について、今後の交通の安全・安心の確保や周辺対策に万全を期す観点から、関係省庁と連携し、国・県・市町村道の道路工作物等の修繕及び改良整備に取り組み、沿道住民や一般の運転者等が安心して通行できるようにすること。

また、特定廃棄物処分施設への輸送ルートについても同様に一般の運転者等が安心して通行できるよう輸送路の補修・改良整備に取り組むこと。

特に上記両施設への輸送路は大型トラックによる交通量増加により、舗装等の痛みが激しい箇所が多く見られることから、輸送路の補修・回復に係る財源については確実に確保すること。

(3) 県外最終処分に向けた取組の加速化

除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入は令和3年度で概ね完了する見通しであることから、中間貯蔵開始後の30年以内の県外最終処分について、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程等を早期に明示すること。

9 避難地域の鳥獣被害対策【復興庁、農林水産省、環境省】

避難指示区域等を中心として、イノシシなどの有害鳥獣が農作物に被害をもたらすのみならず、帰還意欲の阻害要因にもなっているため、引き続き、必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うとともに、福島生活環境整備・帰還再生加速事業等について、柔軟な活用を認めること。

また、令和4年に避難指示の解除が予定されている特定復興再生拠点区域については、帰還や移住した住民の生活等に支障をきたすことのないよう特に対策を講じること。

10 復興に向けた人員の確保【復興庁、総務省】

双葉地方の町村では多くの住民が避難生活を強いられていることを踏まえ、復旧・復興業務で多忙な町村職員を支援するため、任期付き職員の採用や応援職員の受入れなど、様々な形の支援がなされているところである。しかしながら、原子力災害の持つ特殊性により課題が長期的であり、今後とも継続した支援が必要であるので、中長期的な職員派遣等を行うこと。

特に、土木・建築系の技術職の職員が不足しているため、技術系職員の派遣に取り組むこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置すること。

11 福島イノベーション・コースト構想の着実な実現

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想は、浜通り、特に双葉地方の産業や雇用創出に大いに資するものであることから、関連事業を含め復興事業として、より一層の充実を図ること。

また、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が主要な実施主体として位置付けられているが、本構想は国家プロジェクトであるため、関係省庁が連携し、積極的に取り組むとともに、十分な財源確保と体制強化について県と連携して着実な実現を図ること。

あわせて、財源不足により本来の目的が達成できなくなることがないように、省庁横断で必要な財源を捻出し目的を完遂すること。

(2) 福島イノベーション・コースト構想の双葉地方への波及

本構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指して様々な環境整備を行っており、双葉地方においても様々な研究施設等が整備されているが、産業集積や人材育成、交流人口や定住人口の拡大等の本構想の効果が双葉地方へ波及する事業展開等を行うこと。

12 「福島12市町村の将来像」を踏まえた復興の実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

今後の復興に向けて、被災自治体の思いに寄り添い、地域の実情を踏まえた支援に取り組むとともに、避難指示解除の時期や東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置への対応等、国が最後まで責任を持って前面に立ち、決断を先送りすることなく取り組んで行く必要があることから、復興大臣の下、今年3月に策定された「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を踏まえ、双葉地方が20年、30年後も持続的に発展していけるよう、引き続き次の支援等を行うこと。

(1) 福島の復興シンボル拠点であるJヴィレッジの利活用の拡大

2019年4月に全面再開したJヴィレッジを復興シンボルの中核拠点とした取組みについて、施設のさらなる充実と周辺地域の施設等との連携を図るとともに、近隣地の公園化、常磐道からの一時退出を可能とするなど周辺環境を整備し、利活用者の拡大と地域活性化等の推進を図ること。

(2) 移住・定住、交流人口の拡大

移住・定住を促進するため、新産業による雇用の創出、充実した教育環境、安心して生活できる医療体制、子育て世帯・単身者・お試し移住者などからの様々なニーズに対応した住まい環境等、魅力あるまちづくりの支援を行うこと。

また、二地域居住しやすい制度の構築、各町村で実施する移住促進事業への支援、高速交通ネットワークの整備、あらゆるソースを活用した情報発信の強化や推進体制の強化等を幅広く行うこと。

さらに、復興祈念公園、東日本大震災・原子力災害伝承館等を交流発信拠点としてホープツーリズムに活用するなど、交流人口拡大を推進すること。

(3) 復興祈念公園の早期整備

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、福島県に対して全面的な財政支援を講じるとともに、交流発信拠点としての早期整備を行うこと。

(4) デジタル社会実現のための支援

移住・定住を促進するためには、テレワークやリモート会議等に対応できる安定した通信環境が必要であるが、双葉地方の中山間地域では通信環境が整備されていない状況であるため、光ファイバ網の高度化に対する支援制度を拡充するなど、通信インフラの整備に係る支援を行うこと。

また、自治体のDXを推進するため、「自治体DX推進計画」に基づく業務システムの標準化に伴うシステムの改修等に加え、標準化対象外の業務システムの共同利用やクラウド化など、自治体独自の取組に対して、財政支援を講じること。

(5) カーボンニュートラル等への支援

双葉地方では「ゼロカーボンシティ宣言」をしている自治体が多くあり、再生可能エネルギーの導入や福島水素エネルギー研究フィールドを中心に水素社会実現に向けたモデル構築等に取り組んでいる。

この地域が国内で先進的な地域になるためにも、新エネルギーの供給基地化やカーボンニュートラルに取り組む自治体への積極的な支援及び必要な予算の確保を行うこと。

(6) 12市町村将来像のロードマップの作成と実現化の推進体制の構築

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言を「夢物語」で終わることのないようにするため、本提言実現のためのロードマップを示すこと。

さらに、本提言の実現には30年、40年と長期にわたることから、施策展開を図るためのフォローアップを継続できる推進体制を構築すること。

13 双葉地方の地域医療提供体制等の再構築【復興庁、厚生労働省】

(1) 医療提供体制の確保のための財政支援

避難指示解除後の住民帰還が進まない現状の中で、医療機関が再開又は新規開業の後押しができるような支援制度等に対する財源を十分に確保すること。

また、双葉地方の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、十分に措置するとともに、地域医療再生基金の活用については、引き続き、この地方の実情に応じた柔軟な対応を認めること。

(2) 介護サービスに係る財源措置

双葉地方の避難指示解除地域では、高齢者の割合が高い状況にあり、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスの提供が難しいことから、次の事業について、引き続き、十分な財源措置を行うこと。

- ① 被災地における福祉・介護人材確保事業における研修受講費
就職準備金の貸与及び住まいの確保支援
- ② 全国の社会福祉法人等からの応援職員に対する給与差、赴任、
通勤等に係る経費の支援
- ③ 経営環境が整うまでの緊急措置として、介護保険施設や訪問
介護事業所等に対する運営費の支援

14 避難者に係る国民健康保険、介護保険等の支援制度の継続 【復興庁、厚生労働省】

双葉地方の多くの住民は、慣れない地域での避難生活や震災前とは異なる家族形態などの影響により、介護サービスを利用せざるを得ない高齢者が増えており、介護保険料が県内、全国と比較しても高い状況になっている。

また、避難生活が長期化し、避難者の心身に様々な影響を及ぼしていること、震災前から激変した帰還後の生活環境などから医療機関等の利用が増加傾向にある。

さらに、避難指示解除区域等の医療・介護体制も最低限の整備にとどまっており、いまだ多くの住民は治療のために遠隔地との往來をせざるを得ない状況である。

国民健康保険加入者の多くは、高齢者、低所得者、非正規労働者であり、長期化する避難生活のため生活再建も危ぶまれる中、これ以上の経済的負担を強いることは難しい。

双葉地方の復興はいまだ途上ということに加え、これらの状況から、避難指示解除区域等における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の全額免除に対する国の特別の財政支援を引き続き継続すること。

なお、双葉地方の町村では、要介護者の増加に伴う給付費の急激な伸びは落ち着きつつあるものの依然高止まりしており、介護保険財政が悪化していることから、特別調整交付金の増額や介護保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設等、国による財政支援措置を講じること。

15 新型コロナウイルス感染症への対応 【復興庁、厚生労働省、環境省】

双葉地方は原子力災害による人口減少が著しく、地域医療が脆弱であることから、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大により地域医療が逼迫、更には崩壊してしまうおそれがある。

現下の新型コロナウイルス感染症は、沈静化しているとはいえ、第6波到来の恐れはいまだ懸念されているところであり、第3回目のワクチン接種など必要な対策も順次講じる必要がある。

このことから、双葉地方の地域医療が崩壊等することのないようにするため、医療体制の支援及び財源の十分な確保を行うこと。

また、除染作業に従事している方や復興業務に携わる方などが職域接種を行うよう積極的な支援等を引き続き行うこと。

16 双葉地方の教育環境の整備・充実

【復興庁、総務省、経済産業省、文部科学省】

(1) 学校への支援

東日本大震災及び原子力災害から10年が経過した今もなお、避難先で学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町を始め、子どもたちが著しく減少した双葉地方の学校に対し、中長期的にハード面・ソフト面の支援を行うこと。

(2) 魅力的で安心して学べる教育環境の創出

持続的な地域づくりには、将来を担う子どもたちの存在が不可欠であり、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育が必要であることから、幼小一貫等を含めた学校間ネットワークによる教育連携、先端的かつ魅力的な教育システムの形成、AIを活用し学びの個別最適化を図るEdTech教育の導入推進、STEAM（学際研究化）教育の充実、初等教育から高等教育までつながるボーダーレス環境を創出する魅力ある教育環境づくり等に努めること。

また、少人数学級だからこそ可能となる特色ある先端的教育システムの導入や複数校での連携ネットワーク構築により、双葉地方ならではの魅力ある教育環境の創出を図ること。

さらに、心のケアや学習指導等きめ細かい支援により、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラーの配置、就学支援等を継続すること。

(3) 休校中の高等学校の再開に向けた支援

現在休校となっている双葉地方の高等学校について、再開に向けた支援を進めること。

この際、未来づくりを指向した新しい魅力ある「学びのシステム」の導入を図ること。

(4) 高等教育機関の設置検討

福島イノベーション・コースト構想の具現化など、双葉地方が着実に復興の歩みを進めるためには、専門性の高い大学院大学等の高等教育機関を誘致し、多くの人材育成が必要である。

国においては、福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議の「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ」の中で、「将来的な大学（院）設置を検討していく」とあるように、双葉地方の教育環境の整備・充実について、ハード面及びソフト面での強力な支援を行うこと。

17 双葉地方の復興に向けた道路の復旧・整備 【復興庁、国土交通省】

(1) 国道6号の整備

双葉地方の主要道路である国道6号については、復旧・復興事業の進展及び中間貯蔵施設への搬入量拡大に伴い大型車の交通量が増加し、車両のすれ違いの際に危険を感じる場面が増えており、また、朝夕の渋滞の発生や交通事故の増加が課題となっている。今後も一層の交通量の増加が見込まれるため、道路交通の安全・安心の確保の観点から、4車線化を含めた拡幅等の措置を行うこと。

(2) (仮称)あぶくま横断道路の整備

双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が整備されていないため、東日本大震災並びに原発事故発生時、狭隘な国道等が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障をきたした。

このような状況において、本年6月に(仮称)あぶくま横断道路が福島県新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられたところであり、今後の復興に際し福島イノベーション・コースト構想の推進等、産業集積拠点間のネットワーク及び物流の安定確保を始め、県内各地域との広域連携の促進及び双葉地方の持続的地域発展に寄与し、緊急時の命を守る道(避難、救命救急、防災、災害復旧)の確保、浜通りと中通りを連絡する重要な物流路線として、安全で信頼性の高い「(仮称)あぶくま横断道路」を新たな高規格道路として早期に計画を進め、整備促進を図ること。

(3) ふくしま復興再生道路等の復興を支援する道路の整備

次に掲げるふくしま復興再生道路等の復興を支える道路の整備については、復興拠点と中通り・会津地方を連絡する交通ネットワークを形成しているほか、円滑な物流による地域経済の発展や、避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を推進し地域間の交流を図るため必要不可欠であるが、避難地域の復興はいまだ途上であり、事業が着手して間もない箇所も存在していることから、早期整備とともに復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

【整備が必要なふくしま復興再生道路】

国道114号、国道288号、国道349号、国道399号
県道原町川俣線、県道小野富岡線、県道吉間田滝根線

【復興を加速化させるために整備が必要な道路】

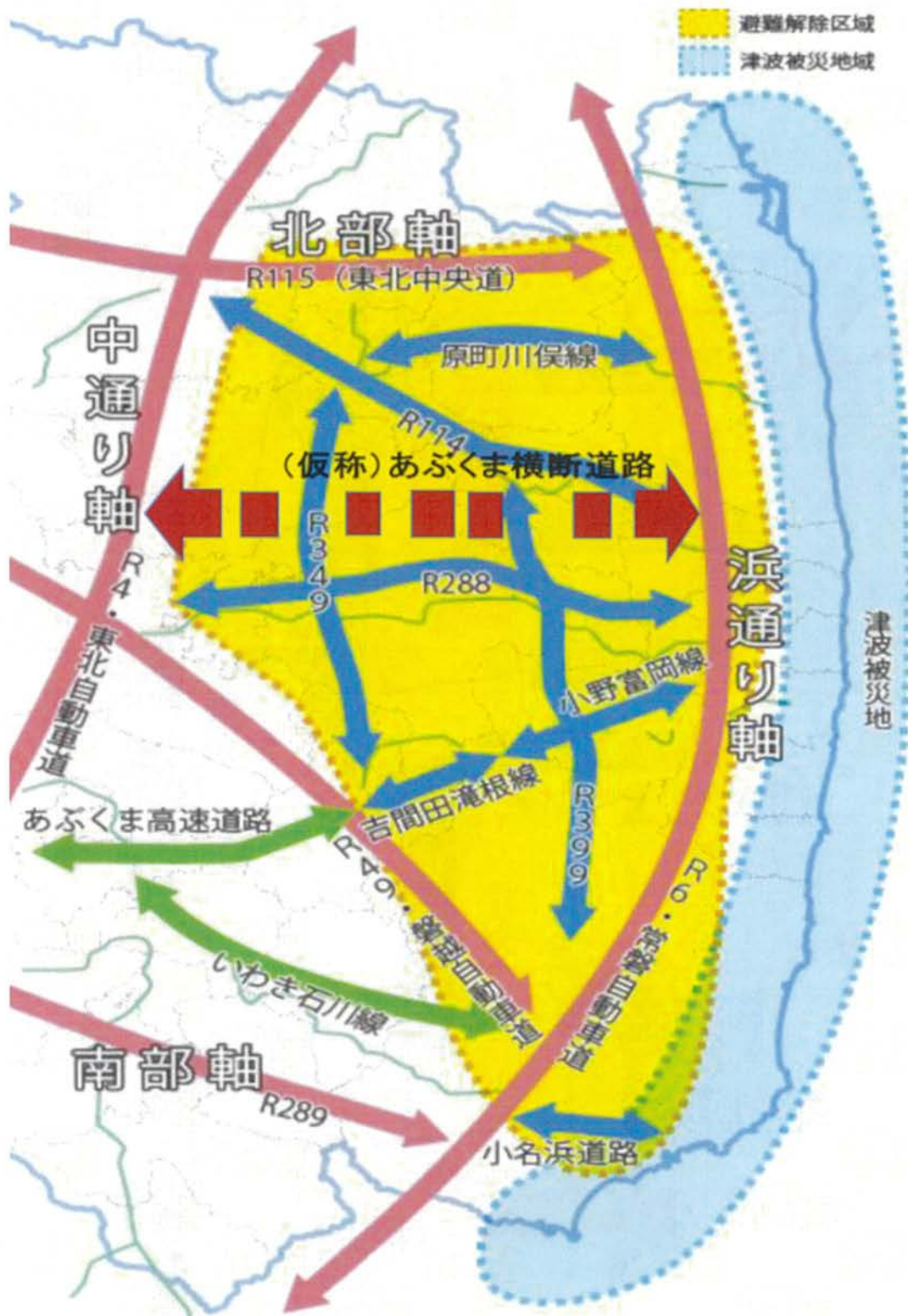
- ・ 県道浪江三春線
- ・ 県道浪江鹿島線
- ・ 県道小良ヶ浜野上線
- ・ 県道落合浪江線
- ・ 県道幾世橋小高線
- ・ 県道広野小高線
- ・ 県道井手長塚線
- ・ 県道富岡停車場線
- ・ 県道長塚請戸浪江線

(4) 生活環境の改善に資する道路の整備

双葉郡の道路の整備については、復興の進捗に伴い、新たに発生する課題等への対応が想定される場所であるが、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学等地域住民の安全で安心な暮らしを守るため、地域の課題となっている狭小道路の拡幅整備や、生活道路網の新設整備及び安全な通学路の整備等を行うこと。

- ・ 県道上戸渡広野線
- ・ 県道小埜上郡山線
- ・ 県道富岡大越線

【(仮称) あぶくま横断道路のイメージとふくしま復興再生道路】



【復興加速化のため整備が必要な道路及び生活環境の改善に資する道路】



(5) 常磐自動車道の4車線化

常磐自動車道は、双葉地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた環境整備といった観点に止まらず、東北地方の太平洋沿岸部の高速交通体系の形成を図るうえからも重要な路線である。

今年6月にいわき中央～広野 I C 間の4車線運用を開始したが、引き続き、4車線化優先整備区間に選定された浪江～山元 I C 間の早期整備を図るとともに、広野～浪江 I C 間の未事業化区間を早期事業化し、4車線化へ早急かつ間断なく取り組み、早期整備を図ること。



(6) 社会資本整備総合交付金（復興）等における財源の確保

双葉地方は、原子力災害からの復興はいまだ道半ばであり、今後も継続して中長期的な対応が必要であることから、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税措置の継続を図り、復興事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

(7) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、地域住民の安全で安心な暮らしを守るため、社会資本整備総合交付金（通常分）や防災・安全対策交付金等の通常事業に係る財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

18 高速道路無料措置の延長【復興庁、国土交通省】

高速道路無料措置について、避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援や帰還に向けた避難先との行き来が必要であることから、双葉郡 8 町村の住民に対する高速道路無料措置を 2022 年 4 月以降も延長を行うこと。

19 農林水産業の復興・再生への支援

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 農業・農村再生のための必要な予算の確保

避難指示解除区域等において、農業・農村の再生にはまだ多くの時間を要する。再び農業者が安心して営農できるような支援や農地集積の更なる促進や大区画化・汎用化に向けたほ場整備等、第2期復興・創生期間においても財政措置を含めた支援を行うとともに、補助金の執行に当たっては、地域事情を的確に捉え、引き続き、柔軟かつ切れ目ない対応をすること。

(2) 農林畜産業への支援

双葉地方の阿武隈中山間地域の復興のため、一部取り組まれている農林畜産事業の支援の充実と6次化産業へつなぎ、地域連携により交流人口の拡大につながる拠点地域形成への仕組みづくり及び財政支援を行うこと。

また、畜産業の再生を図るため、飼料作物等の栽培など耕畜連携を進めるために必要な知見の共有と財政支援を行うこと。

(3) 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

原子力災害の影響を最も受けている双葉地方の森林を再生し、林業・木材業の活性化や生活圏の環境保全等の各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(4) 水産業再生に係る取組の強化

双葉地方を含む福島県の水産業は、極めて厳しい状況に置かれており、水産業の復興に向けては水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、売り切ることができる環境づくりが重要である。

については、操業拡大に取り組む漁業者や新規就業者等への手厚い支援、消費者に向けた理解促進等の取組、資源管理と栽培漁業等への支援の3つの観点で、生産から流通・消費に至る水産業全体を捉えた強力な対策及び必要な予算を確保すること。

また、水産業が復興を成し遂げるには相当の期間が必要であることから、国は漁業者に寄り添った支援体制の整備及び中長期的な財源の確保を行うこと。

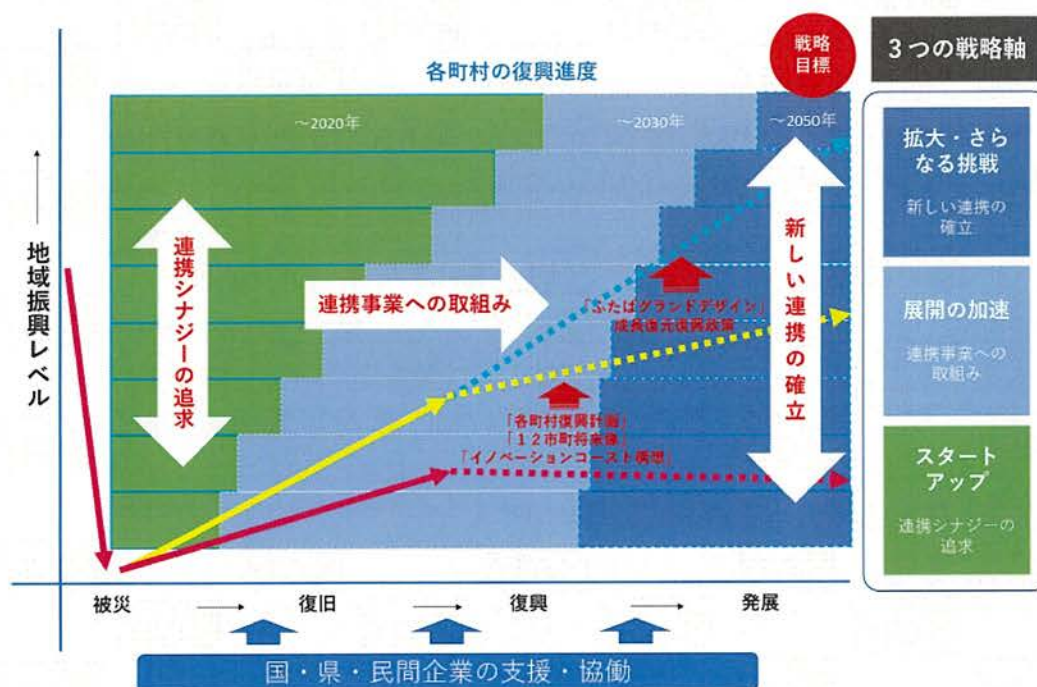
20 ふたばグランドデザインへの支援

【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

双葉地方では、「震災前以上の繁栄を遂げられる地域」の達成を目指し、双葉郡が一体となり「ふたばの思いはひとつ」のもと「明るい未来の双葉郡」を自ら思い描き、希望をもって進んでいけるよう連携をキーワードとした「ふたばグランドデザイン」を策定したところである。

当デザインは長期にわたる構想であることから、国においては段階的に様々な分野で必要な支援を行うこと。

双葉8町村の長期ビジョンのイメージ



21 原油価格高騰に対する支援

【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】

昨今の原油価格の高騰は世界経済へ大きな影響を及ぼしているが、双葉地方はいまだ復興の道半ばであり、多くの復興関連車両の運行が必要であるため、ガソリン・軽油等の価格高騰はインフラ整備等の復興に向けた各種事業の足かせとなってしまう恐れがある。

また、双葉地方は高齢者が多く、これ以上の経済的負担を強いることが難しい方も多くいるため、灯油価格の値上げ・高止まりは生活に大きな影響を与えかねない。

国においては、地方の実情を踏まえ、原油価格高騰に対する支援を行うこと。



福島県双葉地方町村長名簿

町村名	氏名	備考
広野町長	遠藤 智	会長
葛尾村長	篠木 弘	副会長
檜葉町長	松本 幸英	
富岡町長	山本 育男	
川内村長	遠藤 雄幸	
大熊町長	吉田 淳	
双葉町長	伊澤 史朗	
浪江町長	吉田 数博	

